

宮崎県庁広告付庁舎等案内板 設置者募集要項

1 趣旨

宮崎県庁本館に広告付庁舎等案内板（以下「案内板」という。）を設置する事業者（以下「設置者」という。）を募集するものである。

設置者は、本庁舎フロア案内などの行政情報等及び広告枠が一体となった案内板を制作・設置するとともに、民間企業等の広告主を募集し、同広告枠に広告を掲載する。

2 設置者の決定等

一定の資格要件に該当する事業者から、公募により案内板の設置に関する企画提案を受け、県において内容審査を行った上、総合的に最も優れた企画内容であると認めた者（設置者）と県有財産の賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結する。

なお、契約については、選定された企画内容を直ちに契約内容とするものではなく、設置者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

3 公募条件等

(1) 案内板の名称

宮崎県庁広告付庁舎等案内板

(2) 公募事項

案内板を設置するための県有財産の賃貸借

(3) 貸付物件

財産名称	所在地	貸付面積
宮崎県庁本館 1 階ホール	宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号	2.08 m ² 〔幅 2.2m×奥行 0.7m〕 〔幅 1.8m×奥行 0.3m〕

※ 別紙 1 「位置図」参照

(4) 貸付期間

令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までの期間とする。

ただし、県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者（借受者）が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、貸付契約を解除することができる。

(5) 貸付料

ア 設置者として決定した者が提示した提案価格（税抜）に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えて得た額をもって年額貸付料とする。ただし、貸付期間中に消費税等の税率が変動した場合は、県は変動後の税率を適用して、年額貸付料の増額を請求できるものとする。なお、令和 5 年度の貸付料は年額貸付料の 1/2 とし、令和 10 年度の貸付料は年額貸付料の 1/10 とする。

イ 各年度当初に県が発行する納入通知書により県が指定する日までに全額納入すること。

※ 年額貸付料には、光熱水費は含まないものとする。

(6) 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、案内板の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費（県が必要な指示を行う場合がある。）は設置者の負担とする。

(7) 案内板設置に係る仕様

別紙 2 「宮崎県庁広告付庁舎等案内板設置に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

4 担当部局及び連絡先

(1) 部局名： 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当

- (2) 所在地： 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
(3) 電話番号： 0985-26-7018
(4) FAX 番号： 0985-26-7638
(5) E-mail： zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp

5 応募資格要件

案内板の設置に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。
(3) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税又は特別法人事業税及びこれらに附帯する徴収金を滞納していないこと。
※ ただし、該当しない場合は除く。
(4) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。

6 募集スケジュール

募集スケジュールは、次のとおりとする。

日 程	項 目
令和5年9月1日（金）	募集要項、仕様書の交付、企画提案書の受付開始
令和5年9月8日（金）	質疑票受付締切り
令和5年9月15日（金）	企画提案書締切り
審査終了後	選定結果の通知

7 募集要項の交付

令和5年9月1日（金）から令和5年9月15日（金）までの期間、宮崎県ホームページでのダウンロードのほか、4に掲げる場所で配布する。手渡しの場合の配布時間は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の、いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

8 質疑等の受付

- (1) 受付場所
4に同じ
(2) 受付期間
令和5年9月1日（金）から令和5年9月8日（金）午後5時までの間とする。
(3) 提出方法
電子メールで質疑票（第1号様式）を提出すること（提出先 zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp）。
なお、電子メールの件名は、「宮崎県庁広告付庁舎等案内板設置に係る質疑票」とすること。
(4) 回答方法
下記ホームページに質疑の内容を要約した上で回答を掲載し、公表する。
「広告付庁舎等案内板設置者の募集」
URL：http://www.pref.miyazaki.lg.jp

9 申込方法等

- (1) 申込みに必要な書類及び提出方法
次のアからクまでに掲げる書類各1部及びクの企画提案書5部を4の場所へ持参又は郵送する。（郵送場合は書留郵便に限る。期限内必着のこと。）

なお、企画提案書の作成に当たっては、別紙3「宮崎県庁広告付庁舎等案内板設置に係る企画提案書の作成要領」を参照し、第5号様式を参考のうえ作成する。

ア	申込書	・・・第2号様式
イ	誓約書	・・・第3号様式
ウ	役員等一覧	・・・第4号様式
エ	(法人) 法人登記簿謄本 (現在事項全部証明書) (個人) 住民票記載事項証明書	
オ	県税に未納がないことを証する書類 (該当しない場合は除く)	
カ	(法人) 会社概要 (個人) 事業概要	
キ	財務状況を示す書類	※原則として、過去2年間の貸借対照表及び損益計算書
ク	企画提案書	・・・第5号様式もしくは作成要領に準じた任意様式

(2) 提出期間

令和5年9月1日(金)から令和5年9月15日(金)午後5時までの期間とする。なお、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の、いずれも午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)とする。

10 申込み及び企画提案の無効

(1) 応募資格のない者の提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類又は提出方法等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

イ 企画提案書の内容が、別紙3の企画提案書作成要領に基づいた作成様式及び作成上の留意事項に示された提出条件に適合しないもの

ウ 記載又は押印すべき事項の全部又は一部について記載又は押印がないもの

エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

11 審査

(1) 実施方法

提出された全ての書類を基に書面審査を実施する。なお、必要に応じてヒアリング又はプレゼンテーションを行うことがある。

(2) 審査基準

最優秀企画提案者の選定に当たっては、別紙4の審査基準に基づいて、総合的に審査・評価し選定する。

(3) 審査結果

審査結果については、全ての提案者に書面で通知する。

12 契約事務等

設置者の決定後、賃貸借契約を締結する。(別紙5「賃貸借契約書(案)」参照)なお、契約手続に関する一切の費用については、設置者の負担とする。

13 その他

(1) この企画提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲内で複写することがある。